

指名停止措置

営業所の専任技術者を専らその職務に従事させるべきところ、元請けとして請け負った政令で定める重要な建設工事に、主任技術者として配置したことにより、建設業法第7条第2号及び同法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項に該当するとして、指示処分を受けたため、高知県建設工事指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第20号(建設業法違反行為)に該当するとし指名停止措置がなされた。

については、安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱別表第1第3項第7号に該当するため、指名停止を行う。

指名停止業者及び指名停止措置期間

番号	商号及び名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地	指名停止期間
1	高知ポンプ滅菌センター	代表者 長山 真也	高知市介良42 番地	令和5年6月22日から令和5年8月20日まで